

2026年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

【民 法】

問題 以下の事例を読んで、設問1と設問2の(1)及び(2)に答えなさい。
なお、損害金等は考慮しなくてよい。

※ 解答用紙の記入に際しては、〔設問1〕(1)(2)、〔設問2〕(1)(2)
と見出しをつけて記入しなさい。

(事例)

Xは、Y運送会社に雇用されているトラック運転手であるが、令和6年9月20日、労働法上問題のあるYの運送計画に基づいて業務を遂行していたところ、その運送業務中に交通事故（以下「本件事故」という。）を起こしてしまい、被害者であるAが本件事故によって死亡した。Aの相続人は、長男Bと二男Cの二人であり、Aが本件事故によって被った損害額は、過失相殺等を踏まえて合計3200万円である。

Bは、Xに対して損害賠償請求訴訟を提起し、その確定判決に基づいて、令和7年6月10日、XはBに1600万円を支払った。他方、Cは、Yとの間で和解契約を締結し、令和6年12月10日、YはCに1200万円を支払っていた。

Yは、令和7年9月1日、Xに対して、1200万円の求償を求める本訴を提起し（以下「本件本訴」という。）、これに対してXは、Yの請求を棄却する旨の裁判を求める答弁するとともに、Yに対して、求償を求める反訴を提起した（以下「本件反訴」という。）。

〔設問1〕

- (1) 民法715条の使用者責任の法的性質を簡潔に説明しなさい。
- (2) Yは、Xに対して、Cに支払った1200万円について、全部または一部を求償請求することができるか解答しなさい。

〔設問2〕

- (1) Xは、Yに対して、Bに支払った1600万円について、全部または一部を求償請求することができるか解答しなさい。
- (2) XとYの負担割合が1:3であるとした場合、本件本訴の結論はどうなるか、本件反訴の結論はどうなるか、それぞれ解答しなさい。